平成２４年（フ）第６３０６号
大阪府東大阪市菱屋西６丁目３番２―611号小阪パークハイツ２―611号
債務者　中村　貞明
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田邉　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９８８号
大阪市福島区福島３―５―15　メゾン荻田205号室後藤方、住民票上の住所大阪市阿倍野区天王寺町北３丁目18番９号
債務者　鮮魚店「東條」こと東寿司こと　東條　英喜
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角谷洋一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年３月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２１６５号
札幌市西区二十四軒２条４丁目５番18号　豊マンション３号
債務者　清水　義明
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　大蔵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月12日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年３月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第３６９号
愛知県一宮市浅井町河端字広畑76番地
債務者　葛谷　清光
1　決定年月日時　平成24年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２０号
沖縄県宮古島市上野字宮国1542番地６　市営名嘉山団地Ｂ―202
債務者　砂川　静子
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２４年（フ）第２２０号
静岡県富士市松岡1119番地の１、前住所静岡県富士市中島502番地の２
債務者　田島ちはる
1　決定年月日時　平成24年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２３号
函館市柏木町35番18―206号
債務者　森川　廣光
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３４５号
函館市鍛治２丁目４番６―401号
債務者　山本みゆき（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第３５３号
北海道二海郡八雲町東雲町９番地９　まるみアパート３
債務者　渡邊　悦匡
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
函館地方裁判所

平成２４年（フ）第１２７号
岐阜県大垣市鶴見町271番地１　フォーブルアズマヤＢ―102
債務者　藤原　利行
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第１９７号
愛知県豊橋市向山東町118―１　ウイングコート向山Ｂ―201号、住民票上の住所愛知県豊橋市旭町字餌指15番地の３
債務者　彦坂　伸江
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第３７号
広島県庄原市中本町２丁目10番４号、前住所広島県庄原市中本町２丁目８番６号
債務者　お食事処小夜こと　佐伯　洋子
1　決定年月日時　平成24年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２４年（フ）第４４８号
愛知県豊田市永覚新町５丁目236番地19　アイルーム豊田永覚Ⅱ101号
債務者　外村　裕次
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４５４号
愛知県西尾市徳次町九伝21番地　リヴウェルコートW102号室
債務者　木村　一也
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７８号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
債務者　高橋美佐恵
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４７９号
愛知県岡崎市外山町字クイゼ36番・37番合併地
債務者　高橋　みよ
1　決定年月日時　平成24年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２９３号
岡山県倉敷市西中新田262番地１
債務者　藤岡　凡恵
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係